

南タイにおける通婚圏の形成

矢 野 暢*

Range of Marriage in Southern Thailand — a Case Study in a Thai-Islam Community —

by

Toru YANO

This is the second of the serial articles titled "Socio-economic Basis of Social Communication in Southern Thailand," the first of which was published in Vol. 5, No. 4 of this journal as "Land Tenure in Southern Thailand — a Case Study in a Thai-Islam Community—." In this article, the author tries to analyze systematically the basic sociological factors which condition the formation of the range of intermarriage among people residing in different communities in the Songkhla Thai-Islam belt.

In Part I, general observations are made on aspects of the mode of marriage. Rigidity of principles characteristic of any Moslem marriage is apparently being lost in the community, where the author conducted a field survey on this topic from July 1964 through June 1966. There are also no rigid rules for post-marital residence, although neolocality is comparatively rather frequent. Various types of household are examined with reference to negligeably few case of polygynous households. Adoption and infant betrothal are not matters of cultural prohibition.

In Part II, the author focuses his attention to the "marginal" cases of intermarriage: intermarriage with Buddhist neighbors on one hand and that with people from geographically detached areas on the other. As many as ten cases of marriage with Buddhists were counted among nearly three hundred samples collected in this Moslem community. There are clear-cut common characteristics of social background in all of those cases. As to remote areas, there are several cases of intermarriage with people from remote districts and provinces although the villagers show striking propensity for preference of in-village coupling.

* 広島大学政経学部

は じ め に

本稿は、先に執筆した「南タイの土地所有——タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ——」（本誌第4巻第5号掲載）に続いて、南タイにおける **social communication** の社会的・経済的基礎を探る試みである。

人口の流動を特定の土地に定着させる契機として、あるいは人口の移動を招く契機として、婚姻はもっとも重要な役割をはたす。婚姻と社会的流動性との深い関連についてはすでに多くが語られている。本稿では、なかでも婚姻による人口の地理的移動・拡散に着目して、筆者の調査地ドーン・キレク村¹⁾の住民が形成する通婚圏のひろがり調べてみようと思う。婚姻による上下の社会的移動 (**vertical mobility**) は、ドーン・キレクに関する限り、現状ではまだ問題にする必要はない。

社会的流動性との関係において、婚姻を語る場合には、たんに通婚圏の地理的ひろがりそれ自体を語ることは望ましくない。なぜなら、通婚圏が形成される過程において、やはり婚姻の諸様式や諸局面が、なにげない形で、流動化の助長要因としてあるいは阻害要因として、意味をもつからである。婚姻をめぐる文化様式を、なるべく詳細に、その「硬さ (**rigidity**)」や「くずれ (**looseness**)」に着目しながら検討しておく必要があると考える。婚姻の諸局面のかなり細部までが意味をもつと考えたい。

本稿では、まず前半で婚姻の文化様式について、流動化要因となるポイントを拾いつつ検討し、後半では、通婚圏形成上、常につきまとう限界的壁 (**marginal barrier**)に着目して、仏教

表 1 ドーン・キレクの通婚圏 (I)

男 \ 女	ドーン・キレク	タンボン・パウオン	郡内他村	県内他郡	他 県	計
ドーン・キレク	220	9	8	15		252
タンボン・パウオン	7			1		8
郡内他村	12					12
県内他郡	13					13
他 県	6					6
計	258	9	8	16	0	291

注：タンボン (**tambon**) は行政村を意味し、タンボン・パウオンには、ドーン・キレクを含めて 7 **muu baan** がある。

- 1) ドーン・キレク村の特徴については拙稿「南タイの土地所有」（以下「土地所有」と略称する）pp. 10～12に記しておいた。なお、本稿では、ドーン・キレクを「村」と便宜上呼ぶが、正しくは **muu baan** でしかない。また「村」を、ここでは自然村としても行政的区画としても用いる。時には「集落」や「聚落」という表現を用いたりするが、社会関係の地理的単位を語るうえでは「村」を用い、たんなる家屋の集団や集中をいう場合には、「集落」や「聚落」を用いている。すべて便宜的呼称である。

徒との通婚および遠隔地との通婚に焦点をしぼり、そこにみられる社会的特徴から、将来の通婚の傾向を推測してみたい。

とりあえず、議論の出発点を作るために、本稿でサンプルとして用いる世帯主夫妻293組（内2組は村外出稼ぎ中で調査不能）の出生地別組合せを表示してみよう（表1）。出生地をとりあえず行政区分（cangwat, amphəə, tambon, muu baan）別にわけて掲げてみる。実は、このように行政区分に拠ることは無意味なのである。以下本文中でいろいろと検討を重ねたあとでは、本表の不備もわかり、より正確な区分による分類を考えることができるようになる。そこで、本稿の末尾に再び同じような表を掲げて本稿の結論とすることになるろう。²⁾

I 婚姻様式と婚姻後居住

1. 婚姻の諸局面

ドーン・キレクにおいて、すべての社会関係の基礎をなすのは、婚姻によって成立する最低1組の夫婦よりなる khrɔp khrɔa（家族・世帯）である。すべてのイスラム社会と同様に、男女の性別に、それぞれ果たしうる社会的機能の明確な相異がある以上、一定年齢に達した男女は必然的に結婚を行ない、それによって十全の社会機能を備えたムスリムおよびドーン・キレク村民とならねばならない。

婚姻年齢の組合せはいちがいに決まらないが、後に掲げる婚姻実例（表7）では、初婚同志

表2 年代（現在の年齢）別初婚年齢（男子の場合）

年代	年齢	16 以下	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 以上	不明	計
10才台	1 (15才)																		1
20		2		3	3	3	1	6	3		1							4	26
30		1	1	3	9	11	9	8	7	4	2						1 (34才)	17	73
40		2	4		11	7	10	6	6	7			1	2	1	1 (31才)		12	71
50		2	3	1	4	2	1	6	3	6				3		2		18	51
60			2	3	8	1	2	1	2	1			1		1	2		12	36
70才 以上				1	1	1	1	1	1							1		9	16
計		1	7	10	11	36	25	24	28	22	18	3	2	5	2	6	2	72	274

2) この機会に、1968年9月から69年6月にかけて、筆者が自由に研究し思索する機会とそのためのあらゆる便宜を与えてくれた George Washington University に感謝したい。また、ワシントン滞在中、本稿の準備を進める上で絶えず多面的な刺激を与えてくれた American University の Southeast Asian Studies Group にも感謝の意を表したいと思う。そのほか John H. Badgley 教授 (SAIS, Johns Hopkins University), Bernard Gordon 博士 (Research & Analysis Corporation) には公私ともに厚誼をうけ、その間、いろいろな形で、多大な示唆と教示を受けることができた。感謝したい。

の場合、男性21女性18、男性23女性19、男性23女性16、男性20女21という結果をみる。これでおおよその趨勢がうかがわれよう。表2と表3に、男女別、現在の年齢別に初婚年齢の統計を掲げる。村民の記憶に頼った資料であって、正確さはないが、だいたいのところは読みとれる。すなわち、男性の初婚年齢は20～24、5才のあいだに収まり、女性のほうは顕著に17～20才のあいだにちらばる。

ドーン・キレクには、31才以上になるのにまだ独身でいる男性が8人いる(31, 31, 32, 34, 35, 35, 35, 36)。このうち2人(31, 34)は、ポノ(pono, pondokのタイ語での呼称)留学で

表3 年代(現在の年齢)別初婚年齢(女子の場合)

年齢 年代	13才 以下	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26才 以上	不明	計
10才台			2	2	1										1	6
20	1 (12才)	1	1		9	11	6	5		6					4	44
30	2?	3	5	6	10	13	11	7	7	5	2				20	91
40	1?		1	6	12	4	10	11	1	4	2	1	2	1?	12	68
50	1?			1	4	7	2	6	1	4	3	2	2	1?	13	47
60			1		5	1	2	1	3	1		2			12	28
70才 以上					1	1			1		1				3	7
計	5	4	10	15	42	37	31	30	13	20	8	5	4	2	65	291

注：?を付したのは信頼性の薄いことを示す。

婚期が遅れたものであり、やがて良縁を得よう。1人(31)は警察に追われる犯罪者である。残る5人はさしたる理由もなく(経済的条件はすべて整っている)、女性に嫌われている。

初婚年齢を左右する社会的・経済的条件として、土地相続を考えることは、ドーン・キレクに関しては妥当でない。なぜなら、両親の土地は、子供の結婚後、なしくずし的に生前予定分割が行なわれ、比較的早期に(結婚後1～5年のあいだに)管理占有権は委ねられるからである(「土地所有」p.24)。もっとも、両親の土地所有が僅少で、きょうだい間順位の高い者、あるいは村外出生者などは概して高い年齢を示すといえる。初婚年齢を左右する要因の一つに、あるいは、後述の婿資金(bia khan maak)があげられうるかもしれない。筆者も、金額の折り合いがつかず話がまとまらないで、1～2年結婚がのびた例を二、三観察した。少なくとも、ある場合には、婿資金は1～2年程度婚期をずらす程度の影響力はあろう。しかし、これも決定的要因になるとはいえない。

要するに、初婚年齢を決定するのは、複雑ないくつかの原因の組合せによるものであって、いちがいいには一、二の要因に還元してしまえないようである。

配偶者選択のなされ方を、村民は三つの範疇にわけている。

(1) 息子の両親による選択で、被選択者のほうでも両親の意思が決定に働く場合 (phoo mæ bankhap, phoo mæ haa hai)。

(2) 息子が自ら捜すか、息子あるいは娘の個人的意思が婚姻に強く働く場合 (haa æng)。

(3) かけおち、同棲の場合 (phuudjing taam maa)。

(2)と(3)の事例は決して少なくない。(2)の当事者選択 (ハー・エーン) は、(3)に近い場合と(1)に近い場合とにわけられる。(3)の「かけおち」には、女子が男子の家に居坐って自宅に戻らない場合、2人がわざと揃って町に出て数日帰村しない場合など、両親にたいする抵抗として行なわれる。

しかし、ドーン・キレクでもっともよく行なわれるのは、(1)の両親による選択である。ただ、本人たちの意向には十分の考慮が払われる。純粹に両親強制(バンカップ)でなされると、村民は「パターンニーみたい」だと批評する。反面にもっとも極端な場合には、infant betrothal とおぼしき例すらみる。すなわち、精霊師 (moo phii) に誕生日の運合わせを行なわせ、それによって幼児段階で将来の結婚の口約束を行なっておく場合である。5, 6才から12, 3才にかけて行なわれるが、成人後解約になるケースが多い。成立している例を少なくとも2例数える。

親による配偶者選択の際考慮される相手の条件は、(1)富(=土地所有) (2)学識 (mii khwaam-ruu) (3)性格 (khwaam-pen khon dii) などの実用的条件がごく常識的に判断の根拠とされる。かりに相手の「いえ」に犯罪者がいようと、それは結婚の妨げとは考えられない。むしろ、それら以外に、相手の家族との交際の容易さ (sangkhom kan dai dii) という条件が通例として加わる。これは、この村に「いえ」の意識が欠如している以上家格の対等や家風のことではなく、あくまでも地理的距離のことである。もっとも好まれるのは村内婚 (baan diao kan) である。村外婚の場合は、不便を理由に婿資金を高く要求する傾向がみられる。村内婚は、必ずしも同一聚落 (klum diao kan) ではない (表4参照)。

配偶者選択で考慮される incest taboo の限界線としては、村民は四つを列挙する。(1)いと

こ同志 (luuk phii luuk noongkan)

は許される。(2)養子・もらい子

(luuk liang)とは許される。(3)同一

父 (phoo diao kan)・同一母 (mæ

diao kan) から出た子同志は許され

ない。(4)孫・甥・姪のあいだ (laan

kan) は許される。いとこ婚に特別

な区別はない。

また、いとこ婚を忌避する傾向もみられない。

表 4 聚落(klum) 内婚の比率
(現世帯主の婚姻について)

聚落番号	A 戸 数	B 聚落内婚 $\left(\frac{B}{A} \times 100\right)$
第 1	15	0 (0)
第 2	44	10 (22.7)
第 3	43	5 (11.6)
第 4	84	23 (27.3)
第 5	104	40 (38.4)
計	290	78 (26.9)

配偶者候補が意中で決まると、息子の父親は、「どこの誰でもいいが、相手が恐れ入る (kreng cai) ような」人を仲介人 (khon klaang) に選んで、相手の意向を打診する。仲介人は相手の家を訪ね、娘の両親にむかって「もし××の子の○○がお前の娘をほしいといったら、承知するか」と訊く。父親は返答を数口のぼしうるが、承知する場合は、「あんたにまかせるよ (taam-cai tua) と答える。結婚の申し込みを受けた時、発言権をもつのは父親である(その次は、伯父 lung, 叔父 naa である)。母親に発言権はない。時には承知するまでには、いちおう親族中の

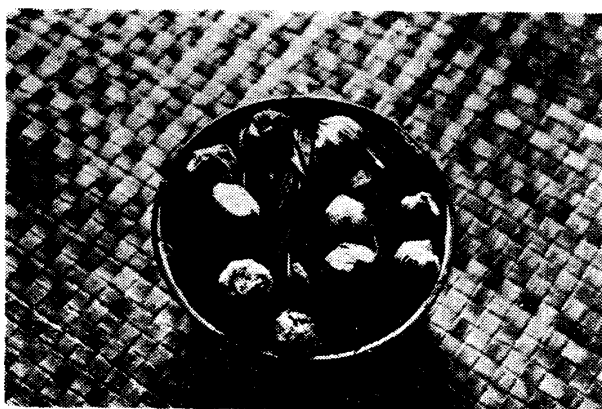


写真1 khan maak の実物。これを色セロファンで包んで女性が運ぶ。

主だったものと相談する。

仲介人(人がかわってもいい)は、原則的承諾を得たあと、2回目の訪問を行なう。この訪問を khoo khan maak という重視され、3人の女性がマーク(ベテルナット)をのせた容器(khan maak)を運ぶ場合が多い。娘の両親にむかって「××の子の○○になにを要求するか」と訊く。その解答いかんによって、仲介人は幾度か足を運んで取引の仲介

を行なわねばならない。息子の父は、この段階で値引き(khoo lot long)を求めることができ、時には話を白紙に戻すこともありうる。

ふつう娘の親の求める条件は、(1)家の新築、(2)現金、(3)(1)と(2)の双方、の三つにわかれる。家の新築だけの場合でも、建築費を現金で婚姻契約式以前に手渡し、契約式で少額の現金を手渡すことになる。婿側が支払う現金つまり婿資金を、bia khan maak (「ベテルナットの容器のかね」の意)という。条件について合意がととのうと、直ちに婚礼の日取りを精霊師(moo phii)に依頼して、誕生日合せで定めねばならない。婚礼の日の前日に、イスラム法による婚姻契約式(nika. 南タイの人間はなまって lika という)が行なわれ、同時に bia khan maak が手渡されるのが通例である。しかし、これらは、婚礼の1週間前になされることも可能である。この nika および bia khan maak 納入の日を、ふつう wan faak baau といい、花嫁の家を新郎が訪問して行なわれる。

Nika は、イマムと証人(khon raproong)2人、花嫁の父、新郎、その兄弟友人とで、基本的に構成される。筆者が観察した例では、夜の9時頃に始まり、全員祈祷のあと、イマムの手で用意された婚約証明書(写真2)にイマムと2人の証人の署名がなされた。次いで、イスラム法の導唱(nam aan kuran)がイマムと新郎とでなされ、証明書を新郎に読ませたあと、新郎が証明書下段の約言(kham tale)³⁾の下に署名をし、花嫁の父が指印を押す。

3) tale は、マレー語の taalik のなまったものである。

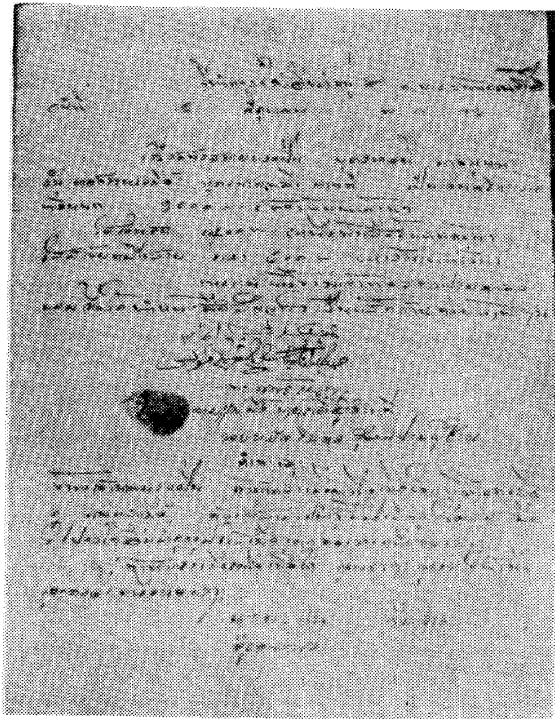


写真2 婚姻契約証書。上半分に婚姻を結ぶ当事者名と婿入金の金額が記してある。下半分は kham tale である。

最後に全員祈祷のあと、食事が出て、式は終わった。ニカのあと、新夫と両親を傍らに従えた花嫁に、銀の容器 (khan yooŋ) にのせた bia khan maak を、「これはあんたへの金だ」といって手渡す。花嫁は「ありがとう(コープ・チャイ)」と受けとった。

正式な婚礼では、この婚約儀式の翌日に、盛大な家入りの儀式と祝宴(phithii, kaan kin liang) があるが、ドーン・キレクで注目されるのは、婚姻契約式だけが行なわれ、祝宴その他の婚礼儀礼を行なわない結婚が多い事実である。村民は結婚の様式を3種にわけると。

- (1) lika thaunan (ニカのための結婚)
- (2) pithii nooi (小規模の祝宴)
- (3) pithii yai (大規模の祝宴)

これの比率を、ドーン・キレク5聚落中の

3聚落202世帯の戸主の結婚について調査した結果が、表5である。もっとも、再婚の場合、「かけおち」の場合、後に述べる仏教徒との結婚などではニカのための結婚がふつうとされているので、通常の初婚の場合の祝宴を伴う婚礼の比率はもっと高くなろう。それにしても、初婚においても、一種の儀式簡略ともいえる「ニカのための結婚」が別に不思議もなく行なわれているのは注目に値する。もっとも、婿資金の不払いは、「ニカのための結婚」でも許されず、従って、いかなる場合でも婚約契約式は nika と bia khan maak 手渡しの双方の儀礼を含んでいる。

婚姻の経済的的局面をみると、まずいま述べた bia khan maak が花婿によって必ず用意されねばならない。原則として現金で支払われるが、例外的に土地登記書や牛を1～2頭手渡す場合もありうる。花嫁の側の要求する現金をつくるには、土地・家畜の売買によって、これを行なう。逆にいうと、結婚を断わる理由に「金がつくれない」ということをニカ以前の段階でいうことも可能である。

Bia khan maak の金額は、時代とともに変わってきている。最近の相場は最低1,000バー

表 5 結婚の様式別統計

様 式	例 数	小 計
nika だけ	132	132
小規模祝宴	22	59
大規模祝宴	37	
不 明	11	11
計	202	202

ツ，最高5,000 バーツである。通例は2,000～3,500 バーツ の間におさまるが，筆者は事実，5,000 バーツの例をみた。再婚の場合は，相当に金額がさがる。

花嫁の側が，受けとった bia khan maak をどう 使用したかを，中央聚落（104世帯）で聞き取り調査した結果が表6である。

表 6 Bia khan maak の使途（中央聚落を調査）

使った主体	用途についての解答	例 数	小 計
妻 の 両 親 ①	両親がつかう	2	9
	両親が土地を買う	1	
	両親が自分達の家を新築する	2	
	両親が機械を買う	1	
	母親が首飾りを買う	1	
	両親が何につかったかわからない	2	
妻 の 両 親 ②	両親が土地を買い，それを新妻にゆずる	1	5
	両親が土地を買い，それを新郎に与える	1	
	両親が現金を受け取り，土地を夫に与える	1	
	両親が一部を取り，残りを夫に返す	1	
	母親と新妻とで家事に消費する	1	
新 妻	新妻が首飾りなどにつかう	40	41
	一部を新妻がつかう	1	
そ の 他	新郎新婦の家の新築にあてる	11	20
	新郎新婦が土地を買う	3	
	新郎新婦が機械を買う	1	
	夫に返す	5	
	両親が新夫の家から土地を受け取る	1	1
	不明（知らない，を含む）	25	25
計		101	101

ドーン・キレクのイマムの登記簿では，写真2を解読するとわかるように，婿資金 bia khan maak が ngən siikhawen（タイ語と マレー語の混交語で結婚契約金の意）と記録されており（この写真の例では総額2,000バーツ。1,400バーツと600バーツの分割払いとなっている），双方の区別はない。またイマムへの謝礼は花嫁側が払い，25バーツが相場であるが，食事だけで払わない場合もありうる。

祝宴を行なう場合の費用は，それを行なう家の 負担になる（牛——1頭500 バーツが 通 例——，菓子—カノム—，砂糖その他料理材料の費用として約1,000バーツ）。そのほかの費用としては，部屋の飾り付け（200バーツ），花嫁側の ベッドおよび 寝室の 新造（500～3,000バーツ），洋服の借り賃（男40～70 バーツ，女100～400 バーツとかなり高い），発電器・拡声器セ



写真3 婚礼に備えて家の飾り付けをする花嫁
← (19才)。飾り付けの費用は50 パーツ。しかし、右前方の部屋の新造に2,000パーツかかったという。



写真5 婚礼の当日。婿入り行列を導く
↑ khan maakをもった奇数(7~15)人数の女たち。女性の任務である。

写真4 婚礼の当日牛を殺す男たち。これは男の
← 任務である。牛1頭500パーツ。

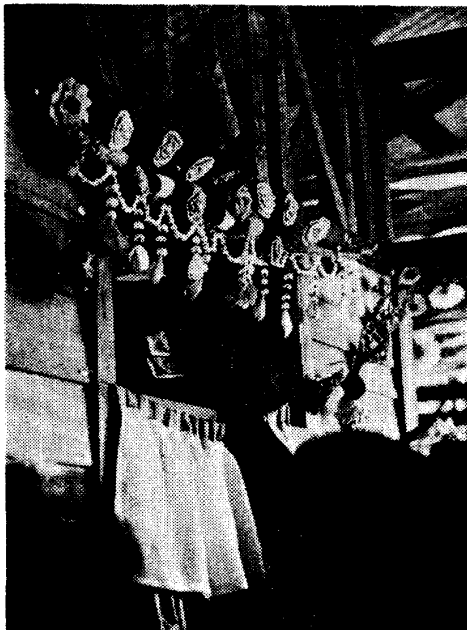


写真6 花嫁は、花嫁の許に至るまでに(1)屋敷敷地入り、(2)家入り、(3)部屋入り、と3段階のそれぞれで5~10パーツのかねをとられる。これは部屋入りの情景。



写真7 花嫁の家を出て、こんどは花嫁の家に向かう新郎新婦。借衣裳の費用は、しめて170 パーツ。黒めがねが流行している。

ット（150パーツ）などがある。

祝宴の態様については、省略する（写真3～7参照）。

2. 婚姻後居住

まず、具体的な事例の検討から始めよう。筆者が第1回目に調査地に滞在した1964年7月1日から1965年6月30日にかけて、5例の結婚を詳細に観察することができた。その組合せと婚姻後居住は表7の通りであった。

例1から例4にかけて、いずれも妻方居住であるが、妻の特徴に共通する点は、偶然にもきょうだい間順位が最下位である点である。ドーン・キレクにおいては、両親ともっとも長く共

表7 婚姻後居住の実例

		年 齢	初・再婚	きょうだい間 順位	出生地	婚姻後居住
例 1	夫	21	初婚	4/4	村内	matrilocal
	妻	18	初婚	2/2	村内	
例 2	夫	23	初婚	?	村外	matrilocal
	妻	19	初婚	4/4	村内	
例 3	夫	23	初婚	1/5	村内	matrilocal
	妻	16	初婚	2/2	村内	
例 4	夫	20	初婚	1/2	村内	matrilocal
	妻	21	初婚	4/4	村内	
例 5	夫	39	再婚	1/2	村内	patrilocal
	妻	23	初婚	1/5	村内	

表8 ドーン・キレクにおける婚姻後居住

	夫 家屋相続	妻 家屋相続	双方 家屋相続	そ の 他	計	夫 村外出生	妻 村外出生
Patrilocal	63	0	0	30	93	0	24
Matrilocal	0	83	3	21	107	24	0
Neolocal	0	3	0	87	90	30	9
計	63	86	3	138	290	54	33

注：1) patri→neo, matri→neo の場合はそれぞれ patri, matri に加えた。

2) 村外出生とは、結婚当時までドーン・キレク外に居住したことを示す。

住しうる (yuu kap phoo mee naan thii sut) ことが家屋・屋敷地相続の条件になるため、末子はその点優遇されやすい。したがって、末子が配偶者を迎え入れる形になる傾向が顕著に生ずる。この点だけをみても、婚姻後居住と家屋・屋敷地相続との直接の関連がはっきりしよ

う。

例 5 は特殊な例で夫の先妻は死亡、夫の居住する家は先妻のものであり、夫はこの家と血縁の関係はない。にもかかわらず、先妻の高齢の両親を扶養する必要から、家を継ぐ立場にある。新妻は 5 人きょうだい中 1 位である。

例 1 において、夫も 4 人きょうだいの 4 位であるが、生家は 3 位の姉が継ぐ予定である。

ここで具体的な例を離れて、ドーン・キレク全体の統計をみてみよう。現在の世帯主の婚姻すべてについて調べた結果が表 8 である。

夫方居住より妻方居住のほうがわずかに多いのは、男の末子を家に残してそれより年の若い妻を迎えさせるよりも、末子に近い娘を残してそれより年の多い夫を迎えるほうが望ましいと考える一般的傾向と関係しよう。夫妻双方とも家屋相続した 3 例がすべて妻方居住になっているのは注目に値する。

ドーン・キレクの親族組織が双系的であることは、図 1 のごく基本的な親族称呼体系をみてもよくわかる。また、土地相続に、均分相続 (bæng thao kan) という明確なルールがあり、イスラム的原理はほとんど働かないという事実についてはつとに検討した (拙稿「土地所有」参照)。従って、婚姻後居住の夫方・妻方を別段問題にしようとする傾向はまったくみられない。

婚姻後居住は、婚約に際して、双方の親同志の話し合いできめられる。新婚夫妻に居住を定めた理由を質問すると、おおむね「なぜならここにはほかに誰もいないから (phro waa thii nii mai mi khrai yuu)」という答えを得る。

Neolocal が、統計上かなり高い数字で出たが、この点については、以下の箇所で触れることにしよう。

3. 家族構成の類型

婚姻後居住の問題を別の角度からみると、家族の類型の問題に至る。人口定着を左右する重要な要因の一つとして、家族形態類型の多様化にみられる傾向を検討してみなくてはならない。

ドーン・キレクの一世代平均人数は 5.05 人である。図 2 にドーン・キレクにみられる家族形態の基本的類型を示しておいた。

- 1) S は単身世帯である。
- 2) MC で示したのは、夫婦家族である。

図 1 ドーン・キレクの親族称呼

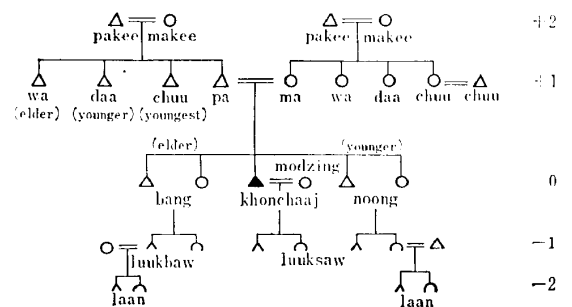
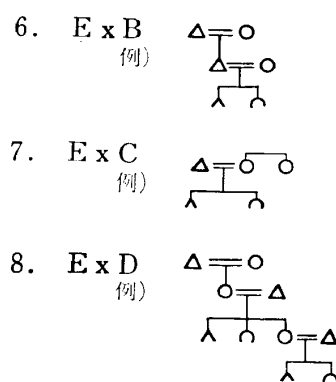
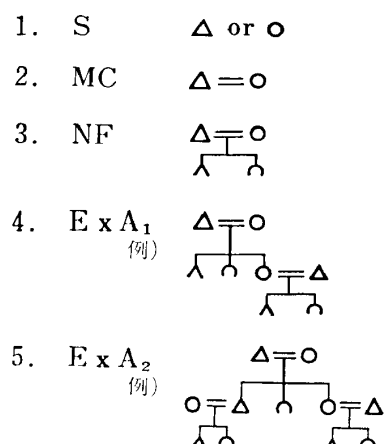


図 2 家族構成の諸類型



- 3) NFは核家族である。
- 4) 拡大家族 $E_x A_1$ は、1人の有配偶の子が親の許に残り、同時に他の未婚のきょうだいも同居している型である。
- 5) 拡大家族 $E_x A_2$ は $E_x A_1$ の変型であるが、2人の有配偶の子が、他の未婚きょうだいとともに親と

同居している型である。

- 6) 拡大家族 $E_x B$ は、1人の有配偶の子が親と同居している型である。
- 7) 拡大家族 $E_x C$ は、 $E_x A$ から親の世代が消えた型である。
- 8) 拡大家族 $E_x D$ は、婚姻が3世代に及んでなされている型であり、1世帯に3世代にわたって3組の夫婦が同居している場合である。

表9は、これらの諸類型が、ドーン・キレクの現在の戸主夫妻にどのような頻度で見られるかを調べた統計である。

単身家族(S)の4例を、姓名・年齢別にみると、(1)女57 (2)女24 (3)女73 (4)男34である。

表 9 ドーン・キレクにおける家族構成の類型

類 型	種 別	標 準	離死別	再 婚	同 居	養 子	複 合	計	複 婚
核家族	Single	2	2					4	
	MC	6		2				8	
	NF	125						125	(2)
	NFvar.		15	15	8	2	7	47	(2)
拡大家族	$E_x A_1$	17						17	
	$E_x A_2$	1						1	
	$E_x A$ var.		3	2	3		1	9	
	$E_x B$	56						56	(2)
	$E_x B$ var.		6	7	2		3	18	(2)
	$E_x C$	1						1	
	$E_x D$	2						2	
計		210	26	26	13	2	11	288	($\frac{8}{2}$)

注：種別欄にある「複合」は、離死別、再婚、同居などが二重に生じている場合をいう。

内 訳 { 再 婚 + kin 8 例
再婚 + 離死別 + kin 1 例
離死別 + kin 2 例

このうち(1)と(3)は夫と死別した老齡女性であり、夫と暮らしていた家に留まっている場合である。子供と隣り合わせに居住している。(2)は、結婚に先立ってすでに両親と別居してしまった特異な例である。別居の理由は、父が第1妻と死別後、第2妻をもらったからとされている。(4)は未婚男性が自分の土地に家を新築し単身居住している例である。

夫婦家族(MC)の8例中、新婚家族は3例、子供が成長分出した場合が1例、子供がない高齢夫婦が2例、残る2例が再婚夫婦である。新婚の3例は、いずれも婚姻後居住が **neolocal** のケースであり、年齢は(1)夫27妻21、(2)夫23妻19、(3)夫18妻18の組合せである。

核家族(NF)は、数の上からはもっとも多い。

拡大家族 E_xA_1 は、子供の婚姻後居住が **matrilocal** であれば **patrilocal** であれば当然生ずる類型である。しかし、長期的には永続しない不安定な類型であると考えられる。なぜなら、有配偶の子はいずれ別居して核家族をつくるか、あるいは他のきょうだいが分立して、拡大家族 E_xB の類型となるか、どちらかに移行するからである。拡大家族 E_xA_2 は、有配偶の子が複数同居する型で、したがってこの場合1世帯内に夫婦は3組同居することになる。わずか1例しかみられない珍しい型である。

この1例は、末妹の配偶者が他県出身であるため(第Ⅱ章他県との通婚の箇所参照。表11中の例3)、両親はこの夫婦をいずれは分立させる予定で一時的に同居させているケースである(図3)。

拡大家族 E_xB は、ドーン・キレクではもっとも普遍的な拡大家族の類型である。両親より屋敷地を相続する有配偶の子だけが両親と残り、他のきょうだいがすでに分立した型である。(この型を生み出す土地所有・相続の法則については、拙稿「土地所有」を参照されたい。)

拡大家族 E_xC は1例だけ得られるが、これも過渡的な不安定な型とみてよい。なぜなら、同居きょうだいはいずれ分立し、ごく典型的な核家族に移行するからである。

拡大家族 E_xD は、有配偶の子をもつ夫婦が両親と孫をもった事例であり、2例も存在した。図4にその具体的な型を示しておく。初婚年齢が低いドーン・キレクにおいては、この型が生じて不思議ではない。

以上の諸類型を通じて、離・死別家族を26例、再婚を26例(複合型を加えても35例)、ひきとり同居を16例、養子を2例数える(複婚については後にくわしく述べる)。

図3 拡大家族 E_xA_2 の実例
(数字は年齢を示す)

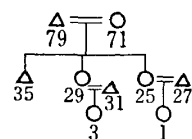
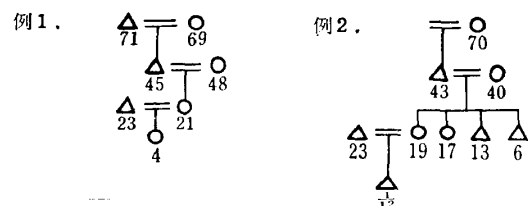


図4 拡大家族 E_xD の実例(数字は年齢を示す)



離・死別家族 (denuded family) は世帯主の配偶者が欠ける場合で、女子を欠くのはわずか3例、残りはすべて男子を欠く例であり、残存者が50才以上の場合を14例数える。29才以下は皆無で、30才台はわずか3人である。この型は、再婚復婚によって欠損が補われる可能性が残されているが、このように高齢者が多いため、この型のまま続く可能性が高い。

再婚は、正確なデータが掴みにくいがドーン・キレクにおいては離婚と同様に、いたって頻繁に行なわれている。再婚を忌避すべきものとする社会的規制条件はなく、また再婚の場合は通例儀式簡略（ニカのみ）が当然視されているので、自然に行なわれうる。結婚回数5回が最高で1例を数え、4回を3例数える。

ひきとり同居には、親きょうだいを別の世帯からひきとって同居させている場合、高齢の親が、自分の有配偶の子の子供（孫）を、子供の転出——主として離婚による——のあと、ひきとっている場合、離・死別した有配偶のきょうだいから子供をひきとっている場合の三つが主たるケースであるが、特異な例としては、ジャワ島人と称する「流れ者」（未婚男性）を下男同様に労働力として用いつつ、戸籍登録にも記載している例をみる。

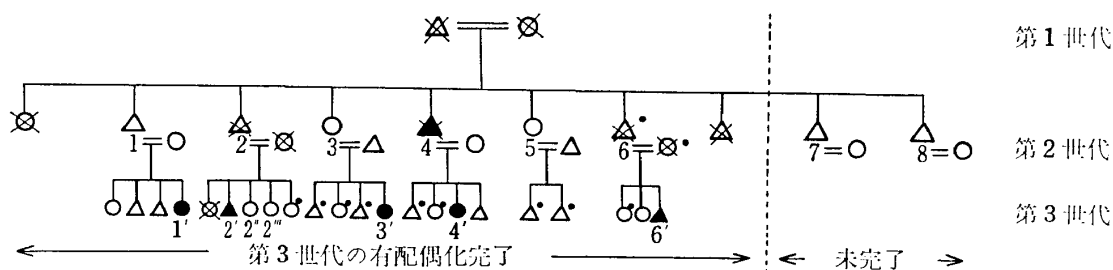
養子 (luuk yok) を2例をみる(死亡例を加えると実数はもっと多い)。養子を禁忌とする風潮はみられない。仏教徒的な同情の感情 (henduu, sonsaan) は顕著にみられ、この点ドーン・キレクはタイ化しているといえよう。事実、村民にきくと、子供がない時に養子をもらうことによって、徳 (bun) がさずかる、と答える。2例とも他村からのもらい子である。1例においては5パーツの対価が子の実の親に支払われたという(約15年前)。他の1例は、1児を残して両親が死んだ後、子供のない無縁の夫婦が養子にした例である。

ところで、以上の家族類型について、その諸類型がいかなる社会・経済的要因によって定まるのか、あるいは、ドーン・キレクには特定単一の望ましい家族類型が存在するのか、など大事な問題が残る。家族類型を羅列的に並べて統計をとってみることよりも、実は、それらの類型の生じ方・分かれ方に働く社会的・経済的要因を求めるほうが本稿の主題にかなった正しい問題意識だといえよう。

ここに興味深い一つの実例がある。図5は、レ・サーイサハット (le saaisahat) とその妻を源とする3代にわたる系譜図である。レ・サーイサハットは中央聚落に生まれ、婚姻後、「無断耕作 cap ccong」により村の最南端付近の森に約50ライの土地を獲得し、そこに移住し、標準核家族を形成した(図6A)。10人の子供をもうけたが、第1子は家出をして村を出、第8子は幼くして死亡し、残る8人がその土地の生前分割を受けた(図6参照)。8人は、婚姻により村外に移住した第7子を除いて、婚姻に際しては自分の分け前の土地に新居住をなした(図6B)。本家には第5子が残し、屋敷地を相続することになった。労働力として、もっとも長期にわたって両親をたすけうる年配に当たっていた偶然による。

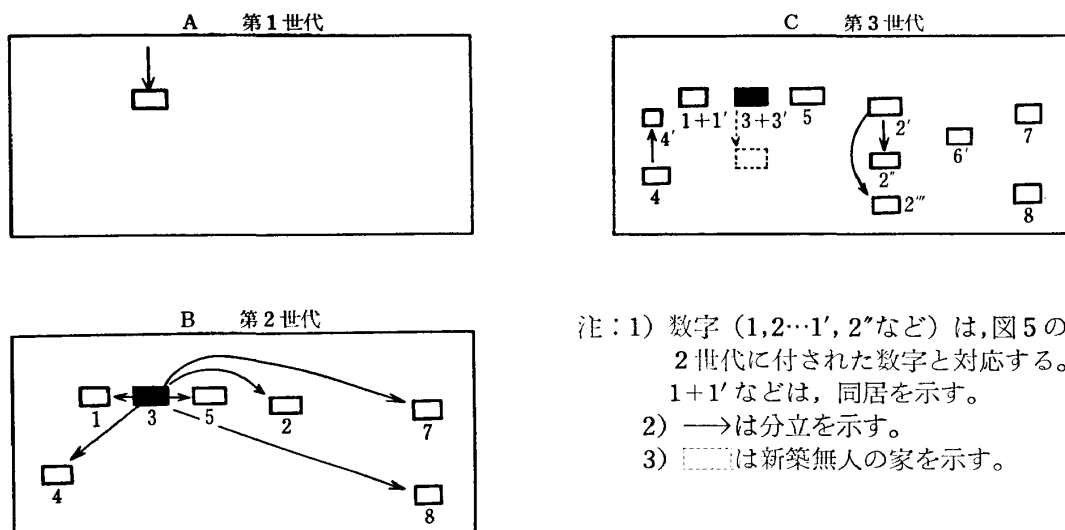
ところが、図5中にいわゆる第3世代は22人(すべて既婚)の多くを数え、その内9人が村

図5 サイサハット一族の系譜



- 注：1) 図中の数字 (1, 2...1', 2' など) は、図6の数字と対応する。
 2) ○・△は村外居住を示す。
 3) ⊗ ⊗ は現在までにすでに死亡している事実を示す。
 4) ●▲は屋敷地、家屋の相続人となったもの。

図6 サイサハット一族の分立過程を示す家屋配置概念図



外に居住している。レ・サイサハットの第3子の子供 (2', 2'', 2''') は、3人までが、父の土地に新居住をなしている。第6子は、2人の子供がいずれも **matrilocal**を強いられたため、現在高齢ながら夫婦家族 (MC) を形成している。現在、家屋の配置は図6 Cのように変わってきている。村外に出ていた第7子の土地に、その子供 (6') が、新居住しているのが注目される。

サイサハット一族の例は、ドーン・キレクにおける、婚姻後居住と家族構成および土地所有とのあいだの密接な関係を物語っている。

ドーン・キレクの各地に見られる家いへのクム (**klum**=小聚落) の形成史をみると、おしなべて、サイサハット一族が辿ったのと同じプロセスで形成されたことがわかる。すなわち、まず単一の核家族が無断耕作によって広い土地を獲得し、子供の婚姻に際して、生前予定分割によって一定区画の土地を与えて、別居 (**neolocal**) させる。この第2世代において、子供の数から1を引いた数の戸数よりなるクムが早くも形成される。次いで、第3世代に至る

と、土地の余裕がある場合は、再び子供たちは土地を得て新居住をなしうる（クルムは拡大かつ密集化する）が、そうでない場合には配偶者のほうに居住するか、別の箇所に新居住しなくてはならない。

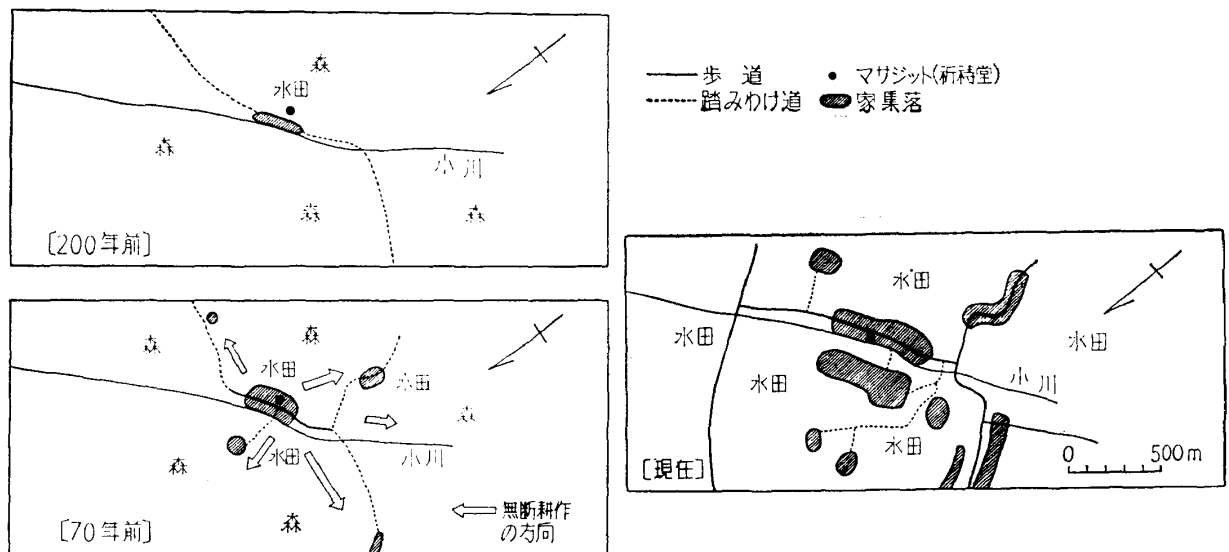
このプロセスを新聚落形成（“klum mai” formation）の過程とよびうるし、もう一つ高い次元においては、派生村形成（“baan mai” formation）の過程とよびえよう（図7参照）。

こうしてみると、婚姻後居住にせよ、家族類型にせよ、土地の経済と密接に結びついていることがはっきりする。すなわち、ドーン・キレクにおいては、子供のうち両親と最も長く共住し、労働力を提供できるものが家屋を相続し、他のものは親の住む屋敷地および農地の一隅に新居住をなす、というのが歴史的には代表的なパターンであったと推察できる。しかし、このパターンが規範性をもつわけではなく、土地保有の多寡に応じて、便宜的な婚姻後居住がなされ、それとともに柔軟に家族構成の形態が生じてきたのである。

ドーン・キレク全体に家屋の密集化が顕著になりつつある現在、一種の土地過少の補完現象として多様な大家族の類型が見られるが、特異な類型はいずれも不安定・過渡的なものであって、やがては、村外とくに遠隔地における新聚落形成あるいは派生村形成を要請する力となって働くことが予想される。すでに別稿（「土地所有」）で分析したように、次世代において、この村の土地所有は問題性をはらみはじめる。その時生ずる新たな状況にいちおうは対応する点で、婚姻後居住や家族構成に見る便宜的性格は効果的であろうし、同時に、ドーン・キレク村民の将来における社会的・地理的流動化への適応性を暗示しているわけである。

次に、家族類型との関連上、特殊な婚姻の類型として、イスラム特有の複婚について検討を加えておこう。

図7 ドーン・キレクにおける派生集落形成の概念図



4. 複 婚

イスラム村落であるドーン・キレクには、扶養能力を前提に4人の妻帯まで認めるイスラム法が当然生きているはずである。村民に複婚の実例を挙げるように求めると、8～9の組合せを即座に指摘する。ところが、この8～9組を厳密に検討すると、正確にイスラム的複婚の範疇に属すると判断されるものは4組であることが判明した。

複婚は、手続的にみると、現在の妻との離婚手続きをとらずして、第2妻をめとる婚姻契約式（ニカ）を行なった場合に成立する。時には、第2妻とのニカがなされたあと、第1妻との離婚が行なわれるケースもある。そこで、村民が漠然と複婚と呼称する場合でも、正確には二つの範疇をわけて考える必要があるわけである。

(1) 離婚が行なわれる前段階であって、事実上は複婚が生じてはいても、複婚と呼ぶ条件を欠く場合。

(2) 正式の複婚

この二つをわける相異点としては、1) 主観的要因として、当事者の意思、2) 客観的要因として、複婚の場合には複数の妻の扱いに関する特定の規範的ルールが働く、を挙げることができる。

(1) 離婚の前段階とみなされる実例

夫 H_1 (35才) が遠隔他郡にて新しい妻をもち、連絡が途絶え、離婚に至った夫婦がある。残された妻 W_1 (27才) の許へある日別の家の主人 H_2 (33才) が人を介して求婚してきた。その H_2 には現に妻 W_2 (30才) がある。 W_1 は H_2 の求婚を受けいれ、イマムの家でニカがなされ、婚姻が成立した。この場合、 H_2 と W_2 とはまだ正式に離婚手続きをとっていないため、いっけん H_2 と W_1 および W_2 とのあいだに複婚が成立したようにみえる。しかし、この段階で、 W_2 およびその母とは離婚の決定を下しており、 H_2 もそれに同意する準備があるため、この複婚状態は長くは続かない。

(2) 正式の複婚の場合

複婚関係においては通常、いたって厳密なルールが守られる。その1は、夫が複数の妻を平等に待遇すべき義務であり、その2は、財産相続に関する原則である。

まず、待遇平等についていえば、居住日数の平等、労働力提供の平等、食事回数の平等などいくつかにわかたれる。同居日数に関していえば、1日(24時間)交替が2例あり(この場合1日1夜 *khon wan khon khūn* の原則といういい方をする)、1例において5日交替が守られている。労働力提供は、主として農地耕作の義務である。金銭の提供すなわち家計の財政的負担の義務は、農地耕作の義務と代替的なものと理解されるケース、すなわち労働力提供がある場合には現金の提供が不必要と解する者と、現金収入を折半して分配するケースとにわかれる。

他方、財産相続のルールは、夫に属する財産は、第1妻、第2妻の子供全部（第2妻の連れ子は含まない）に分配される。各妻に属する財産は、各妻の産んだ子供のあいだでのみ分割される。

表10に、複婚4例の具体的なデータを掲げてある。4例ともドーン・キレク内での村内婚である。この表から複婚が成立する社会的・経済的条件を求めてみても、かならずしも画一的な法則性は得られない。

表 10 ドーン・キレクにみる複婚例

例	夫					第 1 妻				第 2 妻				
	初婚後 年 数	複婚後 年 数	年齢	結婚 前歴	社会的 特 徴	夫と第1 妻合計土 地所有	年齢	結婚 前歴	子供 数	年齢	結婚 前歴	子供 (連れ 子)	土地 所有	夫以外の 労働力
1	38	20	61	0	ハジ	ライ 38	60	0	2	59	1	2 (1)	ライ 16	なし
2	27	8	49	0	プーヤイ バーン	20	44	0	7	41	1	2 (1)	7	父(69才)
3	17	3	38	0	腕のいい 大工	4	35	0	2	27	1	2 (1)	14	母(47才)
4	5	1.5	28	0	なし	4	27	0	2	27	2	2 (2)	19	なし

第2妻がいずれも再婚であり、また第2妻の世帯に労働力が不足している点には共通性がある。夫のほうは、例1と例2とが社会的地位の高い点で類似しているが、例3と例4では、土地所有絶対量の不足が目立っている。事案例4においては、複婚は土地を求めて行なわれている。例1が、複婚成立後20年経ているのは驚異的である。しかし、事実上夫と第1妻とは、法律関係のみ保っているだけで、第2妻との関係においてのみ、真の夫婦関係が存在する。これは、第1妻の子供が成長し、経済的に夫なしでやっていけるようになったことと無関係ではなく、また法律関係が切られないのは、土地所有と無関係ではなからう。

インドネシアやマレーのイスラム社会と違って、タイ・イスラム村落は、タイ国の仏教圏に散在するため、少し微妙な問題が生ずる。すなわち、まず、タイ国民法は一夫多妻制を容認せず、戸籍簿にも第1の妻のみが掲載される。この法制上の要請と対応する形で、社会通念上も正妻 (mia luang) と庶妻 (mia nooi) との区別が存在する。他のイスラム社会と違い、タイには姓 (naam sakun) の制度があり、これが微妙に第1妻と第2妻とをわける要素として働いている。

これらの点をドーン・キレクにおいて上記4例について検討してみたところ、次のようなことが気付かれた。まず戸籍記載をみると、第1妻・第2妻の双方の戸籍に夫の名前が記載されているのはわずか1例（例3）のみであった。複数の妻たちが同一の姓の場合（つまり第2妻が夫の姓に改姓した場合）は、4例中2例（例1、例2）である。正妻と庶妻というタイ的呼

称はドーン・キレク住民によって用いられている。その場合、第1妻が *mia luang* と呼ばれ、第2妻が *mia nooi* と呼ばれ、第1妻が離婚されない限り、第2妻が *mia luang* と呼ばれることはない。

しかし、こういう事象をば、この村において、複婚というイスラム的慣行が、タイ的慣行の文化改変的影響を受けた証左と判断するのは行き過ぎであろう。正しくは、ドーン・キレクには厳然としてイスラム法が生きており、それらの事象は表面的にのみ、タイ的慣行に対応しているにすぎないと思えるべきであろう。姓の制度の存在にしても、それによって「いえ」の觀念が生じたりするわけでもなく、姓の改変にそれほど重要な意味を考える必要はなかろう。正妻、庶妻の語法上の区分も、タイ人が理解するほど差別的ニュアンスを有しておらず、文字通り第1妻 (*mia khon thii nŭng*) 第2妻 (*mia khon thii soong*) に対応するにすぎない。

ただ、複婚を積極的に奨励すべき慣行とするかしないかには、タイ国社会固有の通念は微妙な影響力がないとはいえないのではないか。

最後に、複婚を地理的移動の契機としてみるならば、複婚による人口拡大はほとんど問題にならない。まず、居住日数平等などの厳格な平等のルールを守るためには、遠隔地に第2妻を求めることは技術的に困難である。さらには、離婚と複婚との流動的關係のため、複婚が複婚として長期化することは例外的にしかありえないからである。

Ⅱ 文化と地理の壁をこえて

通婚圏形成には、婚姻の様式以外に、経済的原因や人口の職業的構成や地理などさまざまな要因が働く。ここでは、それらの要因を列挙することは避けて、通婚圏をめぐる問題を集約的に秘めていると考えられるごく限界的 *marginal* な通婚現象に着目することによって、ドーン・キレクを中心に形成される通婚圏の基盤を探ってみたいと思う。まず仏教徒との通婚、次いで遠隔地との通婚を扱ってみたい。

1. 仏教徒との通婚

筆者の調査地ドーン・キレクをはじめ、タイ・イスラムの村落は、おしなべて仏教圏に所在し、仏教村落に周囲を包囲されている。したがってイスラム教徒と仏教徒とは、日常的に接触しうる状態にある。

ドーン・キレクの児童は、4年制の学校教育を、近隣仏教村落の子供たちと共通の学校で、また同一教室にて受けねばならない。使用される教科書は、いうまでもなく、仏教説話や国王のエピソードに満ちている。定期村市場 (*talaat nat*) をはじめ各種の行事の折に、村民一般は、仏教徒と親しくまじわって交際する。また、ときには、ドーン・キレク中心部に、仏教徒が借家により一戸をかまえ、店開きすることがある。そういう場合にも、差別的、排他的態度はみられない。

ドーン・キレクの住民には、仏教徒にたいする顕著な忌避感は見られない。極端な現象として、ある一人の老人（73才）は、イスラムの祭礼の折には部落の祈祷堂にて礼拝し、仏教の年中行事の日々には、近くの仏教寺院の行事に加わっている。別の男（73才）は、まだ11, 12才の頃、健康がすぐれなかった折に、父親に近くの仏教寺院に連れていかれ、僧 phra に仏教徒としての名前を与えてもらうことによって、健康を回復したという。その男は、本名のムット (mut) 以外にチャンケウ (chankeo) というタイ的な名前を有しており、村民はときにはかれをムットチャンケウと呼称することもある。

かれらが、このように教団宗教としてのイスラムの禁忌を越えた行動を示す基盤には、この地帯に根強い精霊 (phii) 信仰の伝説があると考えられる。精霊信仰は、イスラムにおいては禁忌されるが、事実上、宗教的ソフィスティケーションを欠く住民においては、この禁忌は通らない。むしろイスラム神話が民衆に容易に理解されうるのも精霊観念を介してであり、イスラム神話と精霊信仰とはある面で相互に補完しあう関係にすらある。いずれにせよ、精霊信仰が住民の信仰の母体である限り、仏教とイスラムとの双方を受容することがあっても不思議ではない。

このように仏教徒との日常的接触にたいする絶対的忌避感は見られないが、それでは、仏教徒との通婚はどう考えられているだろうか。

原則的にいえば、ドーン・キレク住民の通念においては、仏教徒と仏教徒のままで婚姻関係あるいは結婚的關係をもつことは、宗教上の罪 (baap) と解されている。ただし、仏教徒が事前に、イスラムに改宗する限りは、通婚は成立しうる。しかし、イスラム教徒以外のものとの婚姻は、一般的にはあまり歓迎されているとはいえない。したがって仏教徒との通婚は発生しえても、以下に分析するように、特殊なケースとして生ずることが多い。

論理的可能性としては、ムスリムと仏教徒との通婚には、次の4ケースを想定することができる。

- ケースⅠ ムスリムの男が仏教徒の女と結婚して仏教徒となり、村外に出る場合
- ケースⅡ ムスリムの女が仏教徒の男と結婚して仏教徒となり、村外に出る場合
- ケースⅢ 仏教徒の男が改宗してムスリムになることによりイスラムの女と結婚し、入村して来る場合
- ケースⅣ 仏教徒の女が改宗してムスリムとなることによりイスラムの男と結婚し、入村して来る場合

調査当時に生存しているドーン・キレク住民関係者について、この4グループの例の有無を調べてみたところ、それぞれ次のような事例数が得られた。

ケースⅠ	0	ケースⅡ	2
ケースⅢ	4	ケースⅣ	4

この10事例以外に、特殊なケースとして、出生時には仏教徒として、ナコーンシータマラーに生まれ、17才の時に一家揃ってソンクラー県に移住し同じ年に父と共にムスリムに改宗し、その後数年経ってこのドーン・キレクにてムスリムとして通常の婚姻を行なった男の例を1件みる。この男の場合は、改宗後数年を経て結婚しており、それまでにムスリムとしての心得をことごとく習得していたため、住民がかれをみる見方に特別視するようなところはなかった。しかし、だからといって、ドーン・キレク住民が、出生時における宗教は問題とせず、婚姻成立時における宗教のみを問題にしているとは断じきれない。この点を明確にするには1件だけの事例では資料不足にすぎる。

それぞれのケースについて、具体的に検討してみよう。

＜ケースⅡ ムスリム女の脱ムスリム化＞

例1 36才の女。再婚。出生時には仏教徒。

初婚に際してムスリムに改宗し、再びムスリムを離れ、現在ソンクラー在住の華僑商人の妻になっている。財産なし。

例2 現在所在不明のため調査不能。

＜ケースⅢ 仏教徒男のムスリム化＞

例3 48才の男。再婚。妻は49才でやはり再婚。男は他郡にて初婚をなし、マレイに出稼ぎに行った帰りに、現在の妻とサダオ（国境の町）で会い、結婚する。双方とも財産なく、現在屋敷地の1ライと少々のsuan地を有するのみ。

例4 38才の男。再婚。妻は39才でやはり再婚。男は近くの仏教部落の出身、ドーン・キレクの女との初婚に際してムスリムに改宗。離婚後、再びドーン・キレクの女、現在の妻と結婚する。財産なし。

例5 35才の男。再婚。妻は36才でやはり再婚。男がドーン・キレクに遊びに来て偶然見そめて結婚する。男は財産なく、妻の兄の土地に依存して生活する。

例6 30才の男。初婚。妻23才にてやはり初婚。男は、バスの運転手を職業とし、かたわらボクシングの選手をしていたが、偶然ドーン・キレクを訪れた折に現在の妻を見そめて、ムスリムに改宗して結婚をする。

＜ケースⅣ 仏教徒女のムスリム化＞

例7 68才の女。再婚。近接仏教部落出身。夫73才も再婚。男が女の部落を訪れた折知り合い結婚する。女の財産はすべて弟・妹のものになっている。

例8 52才の女。再婚。近接仏教部落出身。夫53才も再婚。妻固有の財産なし。

例9 41才の女。再婚。他郡の出身。夫は45才で3回目の結婚。妻固有の財産なし。

例10 29才の女。初婚。他郡の出身。夫は31才でやはり初婚。女がソンクラー市で女中をしている頃にそこで男と知り合う。女は12人きょうだいの1番上で、財産なし。男は元サー

カスのオートバイ乗り。村に定住せず。

以上の10の事例に共通する特徴を選び出してみると、第1に、ムスリムと仏教徒との通婚がなされるのは夫妻とも再婚の場合が多い。再婚同志の婚姻の場合、初婚はいちおう通常のエンドガミーが行なわれている。夫妻とも初婚のケースが2例あるが、そのいずれも男のほうの職業に特異性がみられる。

表 11 ムスリムと仏教徒との通婚で成立した世帯の土地保有

1) ケースⅢの場合			2) ケースⅣの場合		
事 例	区 画 数	総 面 積 (ライ)	事 例	区 画 数	総 面 積 (ライ)
例 3	2	1½	例 7	7	30½
4	2	2	8	3	12½
5	5	7(+30ワー)	9	3	4½
6	1	(50ワー)	10	3	13

第2に、通婚の違いにあらわれる経済力の差の問題に注目しなくてはならない(表11参照)。男性仏教徒のムスリム化の場合には、夫妻双方共に婚姻成立時に固有財産の少なさが顕著である。そのために、成立する核家族の経済力は極端に低い。他方、女性仏教徒のムスリム化の場合には、妻のほうに固有財産の欠如が著しいが、それをめとる夫のほうはいちおうの土地を所有している。

第3に、いま述べた点と関係するが、注目すべきことには、改宗することによってエクソガミーに踏み切る者は、おおむね家産相続権を *de facto* に喪失している。ムスリムの異教徒化の場合は事例が少ないので断定的なことはいえないが、やはり村民の通念では家産の分割を受ける権利を与えられないものと考えられている。仏教徒がムスリム化した事例においては、僅少な土地を有した者はいずれもその土地を他の兄弟姉妹に奪われている。ただ、5ライの土地を失った代償にいくばくかの代金を得た例を一つだけみる(例8の女)。その意味で、財産権の喪失が慣習法上 *de jure* に成立するとまでは言い切れない。

第4に、婚姻後の居住であるが、必ずしも *neolocal* とはいえない傾向が読みとれる。すなわち、婚姻後居住は土地所有が基本的に重要な条件となる以上、そして、再婚のケースが多い以上は、家屋・屋敷地を有する側に居住するのが通例である。

ここで、簡単に、仏教徒との通婚にみられる文化様式上の問題をみておこう。

仏教徒がムスリムに改宗して、ドーン・キレク住民と婚姻を結ぶ場合に、行なわねばならない手続きがある。それを総称して、ふつう *khao sunat* (割礼のみをこう称するのがふつうであるが) と称する。

第1に、男性の場合、割礼である。割礼は、婚姻前になされねばならない。通常、割礼はム

スリムのライフ・サイクル上重要な儀式であるので、華麗な祝宴などの儀礼がともなわれるが仏教徒の転宗の場合には、ごく略式で済まされる。割礼の執刀と、その事前におけるイマムとのコーランの和唱 (nam aan kuran) だけで充分である。

第2には、改名である。⁴⁾ 改名は、イマムの権限である。この場合、姓の改変までは行なわれない。改名の例を二、三あげておくと次の通りである。⁵⁾

改 名 前 の 名			新ムスリム名
男	phong	→	cæsen
男	dʒen	→	cæhem
女	ian	→	cæno
女	chin	→	mo

改名は、婚姻契約式 (ニカ) の折になされる。

第3に、結婚に際しては、通常の婚姻契約式 (nika) がなされねばならない。しかし、以上10例のうち1例を除いて、祝宴を伴う婚礼 (kaan-kin liang) がなされた例をみない。すべて、ニカだけで済まされている。婚姻契約金は、わずか2例においてのみ支払われている (例7においては、ムスリムの夫が仏教徒の妻に35パーツを支払っている。例6では1,500パーツを仏教徒の夫がムスリムの妻に支払っている)。婚礼儀式の慣習に、イスラム・仏教のあいだにかなりの文化重複が見られるにもかかわらず、このように儀式簡略化の傾向が顕著なのは、興味深い。もっとも、例6ではかなり派手な婚礼がなされた以上、儀式簡略は再婚が多いことと無関係ではないかもしれない。

以上の検討の結果、結論的にいえることは、まだ現状では仏教徒との通婚には、慣習上の障害が多く、ごく例外的な現象として生ずるにすぎない。しかし、二、三の例が暗示するように今後社会的流動性が高まると共に、通婚の頻度が高まる可能性はある。特に、都市への通勤、出稼ぎがはじまると、その可能性はにわかに強まるであろう。もっとも、そのプロセスは一概には語れないほど複雑な問題を多く含むはずである。

2. 遠隔地との通婚

ドーン・キレク住民は、近接地と遠隔地との区別を、配偶者選択において、いちおうはつき

4) ふつうドーン・キレクでは、新生児の命名 wai chũu は、産婆が行なう。曜日ごとに、男女それぞれ四つから七つのムスリムの名前が用意されていて、出生の曜日に合わせて産婆の選択により命名がなされる。その後3カ月以内に——望ましくは出生後40日目に——「タンブン・クン・プレ (thambun khũn ple)」がなされ、イマムが招かれ必要に応じて、かれが改名を行なう。もし新生児が健康であれば、産婆のつけた名前がそのまま採用される。

5) 現在ドーン・キレクには、本来イスラム系とは考えられない姓がいくつかある。

例: phromhaachai bindet sanaamwong sinsamut
chaiphakdii damsii matsatham chœp ngaam
chaibandit

これらは、いずれも長い歴史の過程で、住民と仏教徒との通婚を通じて混入したものと判断される。

りで行なう（先述 p. 466）。

タイ・イスラムの場合，周辺を仏教聚落で囲まれている現実が，いちおうの地理的枠の意識を作り出すし，また歴史的にみて，ドーン・キレクの場合とくに顕著であったが，周囲を「虎の跋扈する」密林で囲まれる状態が百年ほど前まで続いていたことによって，村の地理的な境の意識はかなり強く存在する。

しかし，すべてのムスリムなみに，メッカ巡礼やポンド留学など人為的な地理的移動の慣習があり，すべては交通の便宜上の問題なのであり，地理的移動を怖れて忌避するほどの硬い枠の意識は形成されなかった。⁶⁾

従って社会制度上，他村との境を制度的に守るべき文化上のルールはまったくなく，従って遠隔地と近接地との区別は，基本的には心理的距離感に基づくものと判断できる。すなわち，この遠近の意識は，あくまでも非制度的なものであって，せいぜい文化的かつ地理的なものである。

遠隔地をそれと定める条件は，基本的には，接近——これも検討を要するが——の容易であり，さらには経済様式，生活様式などの差であろう。以下とりあえず，この観点から，村民の意識に存在する地理的枠を検討してみよう。

まず他県（*cangwat ũn*）という表現は，村民の意識において，実質的な意味をもつ。なぜなら，タイ・イスラムは，このソクラー県においてもっとも顕著な存在を示す（筆者はこの地域に見られるタイ・イスラムの地理的分布に着目して，ソクラー・タイ・イスラム・ベルトという表現を用いることにしている）のであって，より北部の県はおおむね仏教圏になり，南下すれば南部4県のマレイ語イスラム圏となるからである。

これにたいして，他郡（*amphæ ũn*）はそれほど実質的な意味を有しない。県と違い，このレベルまでさがると，行政区画は無意味になり，村民が意識するのは，むしろより実際的な交通の難易になる。他郡に属しても近接した地帯には，この村から徒歩にて容易に往復できるいわゆる「隣り村」的なものも含まれてくるが，それらの聚落はむしろ実際上はドーン・キレク住民の生活圏に入ってすらいるわけで，別の扱いをすべきであろう。

ただ他郡でもかなりの遠隔地になると，郡名が出身地の名称として有効になるため，遠隔他郡の場合だけは，他郡をそれとして扱うことが無意味ではない。その場合には，ソクラー県の地勢上，北部沿海諸郡と南部 *bilingual* 諸郡とにわけて考えるほうが望ましい。なぜなら，北部のラノートやサティンプラは，主として米作や漁業を行なう地帯で，ドーン・キレクとはなじまない傾向をもつのにたいし，南部諸郡はマレイ文化圏と近接し，すぐれた私設イスラム

6) ドーン・キレクにおける婚礼の儀式をみると，屋敷地入り（*khao boriween baan*），家入り（*khao baan*），部屋入り（*khao haong*）の3儀式には新郎が新婦の許をはじめて訪れる場合に意識的に守られるが，それ以外に「村入り」という儀式は存在しない。

学校 (pono) も多く所在する地帯で、なじみやすいからである。

いろいろな他の集落をドーン・キレク住民がどう意識的に区別しているかは興味深い。先にも述べたように、ドーン・キレクは村外に二、三の派生村を有している。これらの集落には、村民がある種の親近感をもっていることは否定できないし、日常的な接触範囲にもなっている。これらは独立の範疇となろう。

次いで、派生村ではない他集落が来るが、この場合、隣接するターカーム村は、行政上は他郡に属するが、ドーン・キレクとの通婚は少なくなく、特別な扱いを受けている。こうしてみると、ドーン・キレク住民の意識にある地理的な枠を、意識される遠近の順に整理してみると次のようになる。

1. 他 県
2. 遠 隔 他 郡
 - 北部沿海諸郡
 - 南部 bilingual 諸郡
3. 非 派 生 他 集 落
 - 非隣接集落
 - 隣接集落
4. 村 外 派 生 集 落
5. ドーン・キレク村内
 - 他クルム
 - 同一クルム

そして、ここで遠隔地との通婚として問題にしたいのは、(1) 他県との通婚 (2) 遠隔他郡との通婚、である。非派生非隣接集落についてもだいじな問題点があるが、別の機会にくわしく検討するとして、ここでは割愛したい。

なお、ついでながら、他国出身者との通婚について調べてみると、夫の出生地がマレーシアのサイブリー（現在のアロールスター）であるという解答を1例だけ得たが、これは太平洋戦争中にタイ国の範囲の南限がマレイに喰い入った時代に成立した婚姻であって、別に異とするに足らない。当時、村民が牛をひいて数日かけてサイブリーの市場に運んで行くことがよくあったが、その折になされた婚姻である。⁷⁾

かくして遠隔地との通婚として当面問題にすべきは、やはり他県より下のレベルに限られてくる。

(1) 他県との通婚

夫妻のいずれかが遠隔他県出生のものである事例は、6件得られる。6件のうちすべてが一方はドーン・キレク出生者である。そしてすべて初婚の場合に成立している。

表12が示すように、いくつかの共通点がある。第1に、いわゆる南部4県のマレイ文化圏か

7) そのほか村民の記憶にある過去の事例としては、ジャワ島人が数年間村に滞在し、結婚をし、その後妻子を残して村から消えた例をきく。太平洋戦争中、日本軍が用役の目的でかなりの数のジャワ島人をマレイ半島北部で用いたらしいが、それと無関係ではなさそうである。

らの流入はわずか1例（例3）だけで、あとは、ソクラーより北部に位置する仏教地域からの流入である。これは言語と関係する事象であろう。パタルン県のタイ・イスラムは、内陸湖タレー・サップを介してソクラーと容易に接しうる地点に点在しているので、例4があっても不思議ではない。ナコーンシータマラート県との通婚が4例もあるのは興味深い。よく検討すると、例1、例2、例6（例1と例6は兄弟）の場合は、両親あるいはそれ以前の世代がかつてドーン・キレクに居住したことがあり、そのため親類がこの村に相当数あり、僅少なが両親がこの村に土地所有をなしている例もあって納得がいく。

表 12 他 県 と の 通 婚

例	項目	夫婦別	年齢	出身地	生家の宗教	きょうだい間順位	特 徴
例 1		夫	47	ナコーンシータマラート	イスラム	1/3	両親土地所有なし。
例 2		夫	60	ナコーンシータマラート	イスラム	2/6	両親早期死亡。水田4ライ相続。
例 3		夫	31	サトゥーン	イスラム	3/7	両親土地所有少なく、2箇所7ライのみ。
例 4		夫	35	パタルン	イスラム	1/4	両親土地所有少なく、1箇所2ライのみ。
例 5		夫	40	ナコーンシータマラート	仏 教	1/2	(482ページ記載のケース)
例 6		夫	58	ナコーンシータマラート	イスラム	3/6	(本表例2の実弟)

第2に、きょうだい間順位がいずれも高順位であって、生家における家産相続で不利な立場にあることである。それ以上に、第3には、生家の土地所有が極度に僅少な点でも顕著な共通点がある。

第4に注目すべきことには、30才台の事例を2例みるが、その場合他の4例のような特殊事情がなく、将来起こりうるケースを暗示している。例3の男は、兵役中にこの村に遊びに来て女をみそめている。例4は、両親の土地所有が皆無に近く、4人きょうだい中3人までが男で、生家には妹が残り、その3人はすべて遠隔地に出稼ぎに出ねばならなかったという。

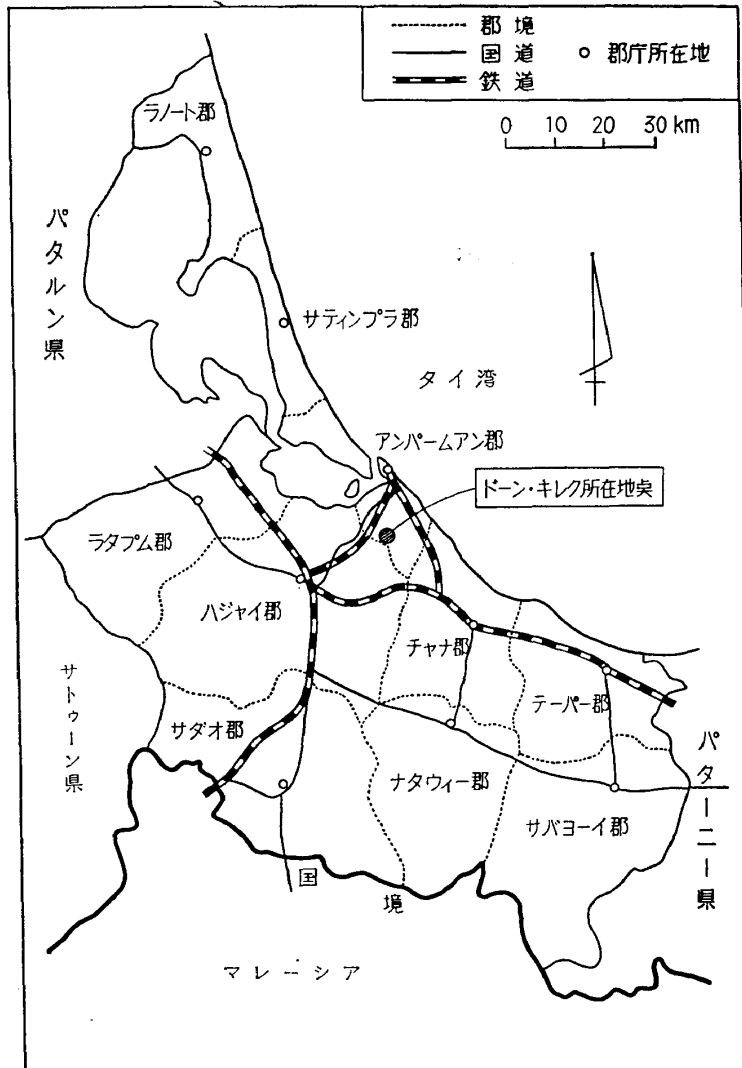
第5には、六つの事例すべてが男の移入であって、女性の例をみないことである。地理的移動は、まず男性において顕著に見られることを示すものであろう。

最後に、表から離れて、婚姻の様式をみると、6例とも、当事者選択(ハー・エーン)によってなされている。また、婚礼は略式にニカのみで済まされている。婿資金はやはりきちんと払われている。妻方のきょうだい間順位と婚姻後居住について表示すると、以下の通りとなる。

例 1	5/8	neolocal	例 4	4/4	matrilocal
例 2	2/2	matrilocal	例 5	2/5	neolocal
例 3	7/11	matrilocal	例 6	2/3	neolocal

妻は夫よりは相対的に家産相続上有利な順位にあり、事実いずれもいちおうの土地を相続している。婚姻後居住が、原則として妻方居住になるのは当然であろう。

図 8 ソンクラー県分郡図



(2) 遠隔他郡との通婚

a) 北部沿海諸郡との場合
対象となる郡に、サティンプラとラノートとの二つがある（図8参照）。

ラノート郡との通婚を1例みる。妻(32才)がそれで、夫(43才)は村外派生集落の出身であって、この夫妻は、この村の婚姻諸例中夫妻双方ともがドーン・キレク出身でない唯一の例である。双方とも再婚である。妻のほうの家系を検討すると、両親とも仏教徒であり、本人はある事情で幼児の時に別のイスラムの世帯にもらい子され、そしてムスリムと初婚している。2人きょうだいの長子であって、家産相続を受けていない。2人は現在夫方の親類の土地に居住している。

サティンプラ郡との通婚は、

4例数える。いずれも夫婦の片方はドーン・キレク出生である。

表13を検討すると、すべて他県との通婚によく似た特徴をもつことが気付かれる。唯一の違いは、こちらに再婚同志の婚姻が含まれる点だが、他の遠隔地との婚姻に再婚の事例が概して多いのに、他県との通婚が初婚のみであったのは興味深い。いずれにせよ、北部沿海諸郡との

表 13 サティンプラ郡との通婚

例	項目	夫婦別	年齢	生家の宗教	初・再婚	きょうだい間順位	特 徴
例 1		妻	29	仏 教	初 婚	1/12	(仏教徒との通婚例10参照)
例 2		夫	64	イスラム	再 婚	5/6	夫婦双方共再婚。妻屋敷地所有。
例 3		夫	38	イスラム	再 婚	1/2	同 上
例 4		夫	35	イスラム	初 婚	1/4	両者共土地所有なし。

通婚は、本質的意義において、他県との通婚と同一範疇に属すると考えてよさそうである。

b) 南部 bilingual 諸郡

対象となる郡には、チャナ、テーパー、サバヨーイ 3 郡があるが、このうちサバヨーイとの通婚の例はない。

テーパー郡との通婚を 1 例みる。妻（38才）がテーパー郡出身。2 人の姉がいて、末妹であるが生家に留まらなかった。双方とも再婚で、現在の夫（46才）はきょうだい間順位 4 人中 3 位である。夫妻ともに土地保有が乏しく、現在借地（5 ライ）を耕作し、兄の土地に居住している。

チャナ郡との通婚を 3 例みる。

表14の諸例では、例 3 が、ごく通例通りの結婚であったのが注目される。すなわち、婚姻儀式の簡略化もなく、盛大な祝宴も行なわれている。表にも記載したように、夫がポンド留学中に知り合ったもので、今後共この類型は繰り返されよう。

表 14 チャナ郡との通婚

例	項目	夫婦別	年齢	生家の宗教	初・再婚	きょうだい間順位	特 徴
例 1		夫	35	イスラム	再婚	1/3	双方共再婚。夫オレンジ栽培をなす。
例 2		妻	32	イスラム	初婚	?	妻の生家は漁業を行なう。
例 3		妻	31	イスラム	初婚	1/3	夫、ポンド留学先で知り合う。

例 1 と例 2 に関しては、生家の生業が果樹栽培および漁業と、ドーン・キレクには見られない類のものであるのが興味深い。例 1 は再婚同志、例 2 は、「かけおち」のケースと考えられ、いずれも略式結婚をなしている。知り合ったのは、夫のほうで妻の土地に遊びに行ってみせたものである。

(3) 遠隔地との通婚の特徴

以上、他県と遠隔他郡とにわけて検討を加えたが、まとめて考えてみると、総事例数はわずか15例である。例外的ですらある。この15例中に再婚のケースを 5 例数え、仏教徒との場合が 2 例含まれている。だいたいにおいて、他県との通婚で分析した通りの傾向がすべてのケースについていえそうで、突きつめて考えると、土地保有の絶対量が地理的流動と密接に結びついていることがわかる。きょうだい間順位の高位性との相関が高いのもその一つの証左となろう。

土地保有との関係で生ずる通婚の場合、耕作可能土地の絶対量の差に応じて人口流出を生む村落と人口流入を招く村落とがわかれる。ドーン・キレクは、現在ではまだ人口流入村であるように思われるが、土地保有が減少する次世代では、さまざまな形で人口流出が生じ、新たな類型での遠隔地通婚が現象化するであろう。その場合、他県との通婚の例中いわゆる遠隔地

大家族 (geographically detached extended family) に基づく現象を1～2みたが、すでに成立している遠隔地間に生じた姻縁関係が、将来の人口拡大の新たな基盤となることも考えられよう。いずれにせよ、わずかな数の例のなかにも、将来の趨勢を暗示する要素がいくつか含まれていて、以上の15例は、改めて詳しく分析検討する必要があるかもしれない。

お わ り に

以上で、本稿の主題、通婚圏の形成についての検討をおえたい。

本稿には、大きな欠点と思われる点が一つあるかもしれない。それは、もっぱらドーン・キレクへの人口の流入についてのみ分析し、ドーン・キレクからの人口の流出についての検討を怠った点である。しかし、通婚圏の拡がりと共にその形成の態様のおおよその傾向を知る上では、以上の分析でこと足りると考える。ドーン・キレクの「豊かさ」はむしろ人口流入を招く魅力となってもいる。ドーン・キレクから婚姻を介して流出した人口の分布については、歴史的に世代をさかのぼった上で、改めて別個に検討したいと考える。つまり、通婚圏の基礎として、やはり地理的に拡がる遠隔拡大家族の問題は、親類縁者 (yaat phii nong nai khaw) の枠の問題とからませて考えてみる必要があろうからである。

以上の検討の結果、通婚圏を定める主要因が土地の経済にあることが判明した。現在の通婚圏の態様は、ひとえにドーン・キレクの土地経済の安定とある程度の豊かさを示していると考えられる。しかし、まだ数少ない例が暗示するにすぎないが、土地経済を離脱して非農業的職業が増えるにつれて、より自由な様式により婚姻がなされるであろうことがわかった。その点、次世代に顕著になるであろう土地保有の過少化とそれに伴う都市への依存度合の高まりや他地方への人口流出は、いっきに通婚圏を拡大させることであろう。

現在のドーン・キレクの通婚圏は、まだあまりに村内婚に偏りすぎているきらいがあり、そ

表 15 ドーン・キレクの通婚圏 (Ⅱ)

男 \ 女	ドーン・キレク	村外 派生集落	非派生 隣接集落	非派生 非隣接集落	遠隔他郡	他 県	計
ドーン・キレク	220	9	5	14	4		252
村外 派生集落	6				1		7
非派生 隣接集落	5						5
非派生 非隣接集落	17						17
遠隔他郡	4						4
他 県	6						6
計	258	9	5	14	5	0	291

注：区分については p. 486参照。

こで、いずれにせよ今後は、村外婚の頻度が増え、同時に通婚圏の地理的拡大は、当然顕著に生ずることであろう。今後それがどのような拡がりや密度の深まりを見せるかは予断を許さない。いずれ次の段階に発生するであろう新たな通婚の類型を待ちたいと思う。しかし、イスラム信仰をもち、かつ南部タイ方言を話す村民にとって、生活技術水準の特殊性もあって選ぶ地理的移動の範囲には制約がはなはだしい。そのことによって、通婚圏の地理的拡がりにはいさおの制約があると考えられる。その制約がどう影響するか、またその制約の壁にどのような対応がなされるか、今後長期にわたって注目しなければならない。

最後に、本稿の冒頭に予告したように、表1に修正を加えた通婚圏の表を新たに掲げておく(表15)。